

( 整理番号 0512 )

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

|  |                               |      |               |      |               |      |
|--|-------------------------------|------|---------------|------|---------------|------|
| 開 催 日 時  | 令和5年10月2日(月) 13時30分～16時32分    |      |               |      |               |      |
| 出 席 状 況  | 公 益<br>代表委員                   | 出席3人 | 労 働 者<br>代表委員 | 出席3人 | 使 用 者<br>代表委員 | 出席3人 |
|  |                               | 定数3人 |               | 定数3人 |               | 定数3人 |
| 主 要 議 題  | 1 栃木県特定最低賃金の金額改定について<br>2 その他 |      |               |      |               |      |
| 議事録・議事要旨   | 議 事 要 旨                       |      |               |      |               |      |
| <p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長村岡委員、部会長代理黒川委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張<br/>＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞<br/>労働者の取り巻く環境を重視し、政府の賃上げ方針等を踏まえ、企業の置かれている状況にも配慮しながら、特賃の優位性を担保した賃上げを行っていく。<br/>＜金額提示＞<br/>①60円引き上げ（賃金カーブを維持する賃金上昇率2%に中賃目安小委員会で参考にされたBランクの物価上昇分4.1%を加えた6.1%を、現行971円にかけて切り上げたもの）<br/>②57円引き上げ（労働協約の最低額1,084円を2年で目指すとして、現行額971円との差額113円の半分の値を切り上げたもの）<br/>③49円引き上げ（賃金カーブを維持する賃金上昇率2%に物価上昇3%程度分を加えた5%を、現行971円にかけて切り上げたもの）</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張<br/>＜金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方＞</p> |                               |      |               |      |               |      |

「事業の継続」と「雇用の維持」を最優先に、原材料及びエネルギー費高騰等が続いている中での中小企業の実態に即した形での議論を望む。

<金額提示>

- ①17 円引き上げ (令和5年度賃金改定状況調査結果第4表②・パート・Bランク・製造業の賃金上昇率 1.7%を現行 971 円にかけたものを四捨五入したもの)
- ②22 円引き上げ (令和5年度賃金改定状況調査結果第4表②・一般パート計・Bランク・製造業の賃金上昇率 2.3%を現行 971 円にかけたものを四捨五入したもの)
- ③25 円引き上げ (令和5年度賃金改定状況調査結果第4表②・一般・Bランク・製造業の賃金上昇率 2.5%を現行 971 円にかけたものに譲歩して切り上げたもの)

3 その他

次回の開催日程について確認した。

10月12日(木)9:30～ 第2回栃木県電子部品等製造業最低賃金専門部会